

令和5年5月2日

各小学校・中学校・義務教育学校 保護者の皆様

相模原市教育委員会
教育長 渡邊 志寿代
(公印省略)

今後の感染症対策及び教育活動について（お知らせ）

日頃より、本市教育行政にご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、令和5年4月28日付文部科学省通知「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症及び教育活動の対応を次のとおりといたします。

引き続き、お子様の健康や安全を最優先にしたうえで、お互いの立場や考えを受け止め、相手を傷つけることなく、誰もが安心して学校生活を過ごせるよう、各学校において指導・支援に取り組めますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 基本的な対応

学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とし、換気の確保などの感染症対策を講じながら、通常の実施活動を行います。

2 陽性者となった場合の出席停止（療養）期間等

- (1) 発症日から5日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過するまでの間
※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに24時間発熱（37.5℃以上）なし、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
- (2) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該のお子様に対しては、マスクの着用を推奨します。

3 出欠席等の取り扱い

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置付けられることに伴い、今後は、「濃厚接触者」の特定は行われません。それに伴い、出欠席の取扱いを次のとおり変更いたします。

- (1) お子様本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせず、症状がなくなるまで自宅で休養してください。（「病欠等」となります。）
なお、アレルギー等による軽微な体調不良（鼻水、軽い咳等）については、お子様の状態に合わせて各ご家庭で登校の可否をご判断ください。
- (2) 同居の家族等に陽性が判明した場合の学校への報告は、不要です。
- (3) 同居の家族等の陽性が判明した場合も、お子様本人に体調不良がない場合は、登校することができます。

ただし、陽性が判明した同居の家族等からの家庭内感染を懸念し、お子様本人に体調不良はないが欠席をする場合は、学校にお知らせください。（「欠席」とはせず、「出席停止等」とします。）

4 その他

- (1) お子様が登校後、新型コロナウイルス感染症等の理由で学級閉鎖となった場合は、その日は通常どおり授業等を行い、翌日より学級閉鎖となります。また、登校したその日は児童クラブ等にも通所することができます。
- (2) 今後、熱中症の危険性が高まる時期となることから、学校においては、体調不良がない時にはできる限りマスクを外すよう指導する場合がありますので、各ご家庭でも、お子様とお話しくださいますようお願いいたします。

以 上

担当

○新型コロナウイルス感染症に関すること
学校保健課：042-707-7199

○教育課程等に関すること
学校教育課：042-769-8284

○学校給食に関すること
学校給食課：042-769-8283